

## 請願第5号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択を求める請願

### 賛成の討論

#### 16番 三輪 順治 議員

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出につき、賛成の立場から討論を行います。

今から72年前、人類史上初めて広島、長崎に原子爆弾が投下され、一瞬にして多くの市民が犠牲となり、今日時点を経ても、なお、遺族の方々の苦しみは続き、また、その影響による後遺症や、一方では将来への健康面、精神面での不安を抱えたまま、絶対悪である原子爆弾という非人道的兵器の影響は続いています。

本年8月の平和宣言で松井広島市長は、「日本国憲法の掲げる平和主義を体現するためにも、日本政府は核兵器禁止条約の締結促進を目指して、核保有国と非核保有国との橋渡しに本気で取り組んでいただきたい」と述べられています。

また、先の12月10日のノーベル平和賞授賞式においては、被爆者の体験に基づく核廃絶について、明確な演説をされました。

一つに、抑止力とは軍縮を抑止するものであること、二つ目に、この条約を核兵器の終わりの始まりにしよう、という強力なメッセージでした。

このたび、国連において採択された核兵器禁止条約は、被爆者の方々や、人種、宗教、国境を超え、人類が長く熱望してきた核兵器の完全廃絶につながる画期的な条約であり、唯一の被爆国である我が国としては当然に、先頭に立ってこれを強力かつ、早急に進める立場にあるべきであります。

よって、日本政府として、速やかにこの核兵器禁止条約に調印することを求めます。

#### 20番 森本 典夫 議員

請願第5号「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択を求める請願」について、採択すべきだとの観点で討論いたします。

この条約は国連加盟国の多くの賛成で7月7日可決されました。この条約は核兵器と人類は共存できず、核兵器は悪だということを全世界に訴える内容になっており、画期的な条約だと言われています。

私は、日本は世界唯一の被爆国として、この条約成立に参加し調印すべきだと思っていました。しかし、日本政府は残念ながら一貫して反対の態度を取り続けています。日本の被爆者をはじめ多くの国民や各国から、日本政府のこのような態度に非難の声が沸き起こっています。

日本政府は、アメリカの核の傘の下にあり、安全保障の関係強化を言い続けていますが、

アメリカとの関係乗り越え1日も早くこの条約に調印すべきだと考えますので、この請願を採択すべきだと思います。

## 反対の討論

19番 佐藤 豊 議員

請願第5号「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める請願」について不採択の立場で討論を行います。

私の座右は「命に勝る宝なし」であります。ですから人類を滅亡させる核戦争には絶対反対であり、核兵器廃絶には大賛成の思いで討論を行います。

72年前、広島、長崎に投下された原爆により、一瞬にして罪なき人々、20数万人が亡くなり、生存した被爆者も、戦後、様々な苦難や後遺症に苦しみながらも立ち上がり、二度と悲惨な原爆の惨禍を繰り返してはならないとの思いから、国内外において核兵器廃絶に向けた活動を粘り強く展開されて来られました。その地道な取り組みが「核なき平和」を望む多くの団体や国の賛同を受け、本年7月に国連本部で開催された条約交渉会議において核兵器禁止条約が採択に結実され、核兵器を違法化する規範ができたことは高く評価され、核兵器のない世界に向け大きな一歩が踏み出されたと考えます。しかし、その採択時に核兵器保有国と核の傘に安全保障を依存する国々は会議に出席せず、また参加した国も反対の意思を表明する状況で、核兵器保有国と条約を推進した非保有国との間に深い亀裂や溝が生まれたと言われていています。

そうした状況下において、唯一の戦争被爆国である日本には双方の亀裂や溝を埋める橋渡し役を担うことが強く求められております。日本としても核軍縮に繋げるため、核兵器保有国のアメリカ、ロシア、中国、フランスと非保有国のオーストラリア、ドイツ、カナダ、さらに条約賛成国のエジプト、ニュージーランドの有権者や被爆者、そしてJETRO（日本貿易振興機構）の石井隆座長を含めた日本の有権者を含め構成された「賢人会議」を設立し、核軍縮を実質的に進展させるための対話の出来る環境を整えたところであり、本年、11月27日、28日に被爆地広島市で初会合がもたれたところでもあります。

この会議では参加国が被爆の実相を共有し核軍縮に向けた実効性のある提言をまとめ、来年4月に開催のNPT（核拡散防止条約）運用検討会議の準備会合に提出される予定と聞きます。

このように、唯一の被爆国の日本が双方の亀裂や溝を埋める橋渡しをしている、そうしたタイミングにおいて「日本政府に核兵器禁止条約への調印することを求める意見書採択を求める請願」について、意見書を提出することに対しては反対であり、不採択とすべきと考えます。